

ざま災害サポーター店の登録について

1. 概要

災害発生時、店舗・企業・事業所等（以下「店舗等」という。）の食糧等物資の供給などを可能な範囲で協力していただき、市における災害発生時の防災力向上を目的としたものです。

2. 登録要件

市内に店舗、企業、事業所等を有しており、ざま災害サポーター店の趣旨に賛同し、協力の申し出（協定の締結）をいただける店舗等です。

ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある店舗等及びその他登録することが不相当であると認められる店舗等は除く。

3. 協力内容

市は災害発生時、ざま災害サポーター店（以下「登録店」という。）へ食糧等物資の供給など可能な範囲で協力活動を要請します。登録店は要請を受けたとき、保有商品等の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めていただきます。

4. 登録方法

- ① 登録申込書に必要事項を記載していただき、危機管理課窓口または郵送・FAXにて提出してください。
- ② 市が登録申込書受領後、内容を確認し、市よりご担当者様へ連絡します。
- ③ 災害時における食糧等物資の供給協力等に関する協定（ざま災害サポーター店登録）の締結について協議し、協定の締結を行います。
- ④ 協定締結後、登録完了となります。

5. 登録の情報等

座間市のホームページ、広報誌等広報媒体に掲載することを承諾いただいた店舗等のみ掲載します。

また、市が実施する防災減災啓発事業や、地域への出張型防災講話内で登録店を紹介します。

6. 登録店へのステッカーの配布

「ざま災害サポーター店ステッカー（図1）」を登録店舗等へ配布します。

7. 経費・補償の負担

登録店が災害時に供給協力した物資の代金及び運搬に要した経費について、請求書に基づきその支払を行うものとします。

また、運搬等協力活動中、登録店社員が負傷した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年4月法律第50号）及び他に適用がない場合は、座間市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月座間市条例第20号）の規定を準用します。

8. 店舗等のメリット

- ・ 市が実施する地域への出張型防災講話や、防災減災啓発事業、市ホームページ等により登録店舗等を幅広く周知します。
- ・ 店舗等名が広報されることで、地域に対して防災意識の高い店舗等であることをアピール可能です。
- ・ 登録店は、自らが「ざま災害サポーター店」である旨を、自社パンフレットやホームページ、看板、名刺等に表示することが可能です。

9. その他

本事業による登録は、災害時に関する協力の可否について示すものであり、各店舗等の事業内容に係る水準を示すものではありません。



図1 ざま災害サポーター店ステッカー